

# 平成29年度 税制改正要望項目

平成28年  
金融庁



# 平成29年度税制改正要望における 主要要望項目

※<>内はページ番号

## 1. 活力ある資本市場と家計の安定的な資産形成の実現

- ◆ 少額からの積立・分散投資の促進のためのNISAの改善<p.3>
- ◆ 金融所得課税の一体化(金融商品に係る損益通算範囲の拡大)[農水省、経産省が共同要望] <p.12>
- ◆ 上場株式等の相続税評価の見直し等<p.13>

## 2. 金融のグローバル化への対応

- ◆ 外国子会社合算税制(CFC税制)の抜本的見直し<p.16>
- ◆ クロスボーダーの債券現先取引(レポ取引)に係る税制の見直し[財務省が共同要望] <p.17>

## 3. その他の重要項目

- ◆ 企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃[厚労省主担、財務省ほか4省庁が共同要望] <p.19>

# **1. 活力ある資本市場と家計の安定的な資産形成の実現**

## ◆少額からの積立・分散投資の促進のためのNISAの改善

### 【現状及び問題点】

- NISA(少額投資非課税制度)については、口座開設数が約1,000万口座、買付金額が約7.8兆円となるなど、制度開始以降、着実に普及(平成28年3月末時点)。
- 29年度税制改正では、NISAの更なる普及のため、手元資金が十分でない若年層等の利用を促進する観点から、少額からの積立・分散投資に適した「積立NISA」の創設を要望。

### 【要望事項】

- 「積立NISA」の創設(現行NISAと選択制)

・年間投資上限額:60万円、非課税期間:20年間

※ 長期・分散投資のメリットを十分得られるよう、現行NISAよりも年間投資上限額を小さくする一方、非課税投資期間をより長期とする

- ・長期・分散投資に適した一定の投資商品に限定
- ・定期・定額での投資(積立投資)に限定
- ・恒久措置として導入

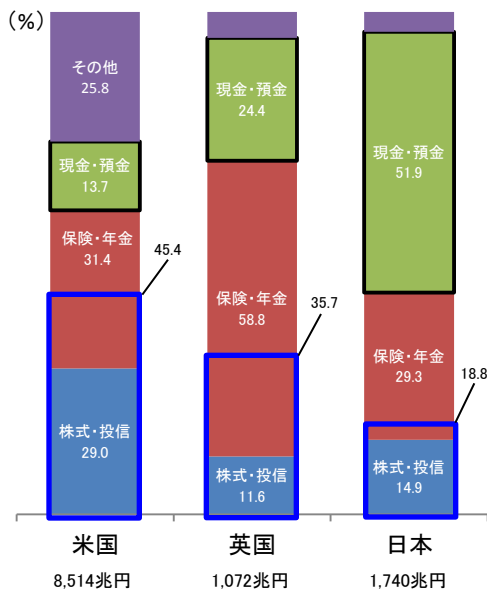
- 非課税期間(現行:5年間)終了時の対応

- 投資可能期間(現行:平成35年まで)の恒久化

# 我が国家計の資産形成の現状

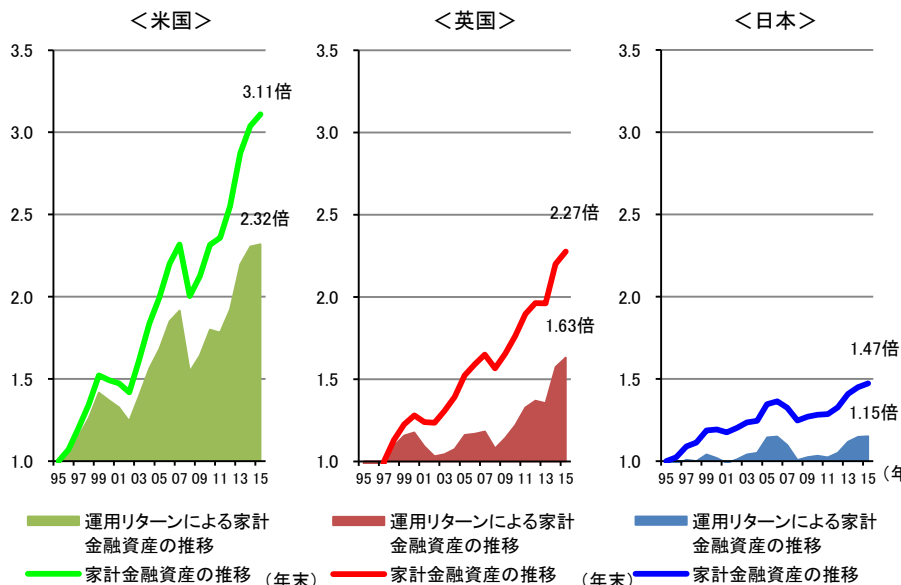
- 我が国の家計金融資産(約1,700兆円)の52%が現預金。米英に比べ株式・投信等の割合が低く、我が国の家計金融資産の伸びは、米英に比べて低い水準にとどまっている(運用による増加に大きな差)。
- 我が国家計では、米国に比べて財産所得による貢献が小さい(勤労所得と財産所得の比は、米国の3:1に対して、日本では8:1)。

各国の家計金融資産構成比



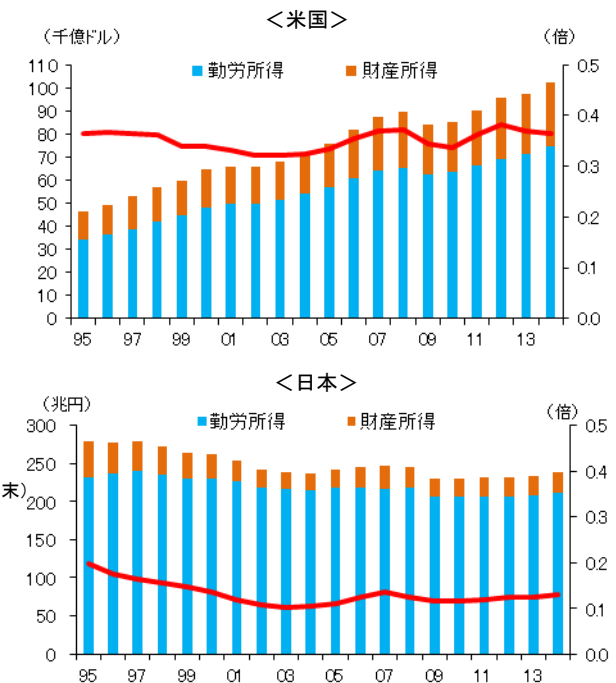
□ の部分は間接保有を含む株式・投信投資割合

各国の家計金融資産の推移



(注)1995年=1(英国のみ1997年=1)とする

日米の家計所得の推移



# 我が国家計の資産形成の促進に向けた課題

■ 金融機関が、真に顧客の利益になる商品・サービスを提供していない現状を改める必要。

✓ 例えば、金融機関が販売する金融商品は、手数料が高いもの等が主力。

⇒ 金融機関が「顧客の最善の利益を考えて行動すべき」という原則(フィデューシャリー・デューティー)の確立(手数料等の開示の促進、銀行における良質な投資商品の販売への方針転換)。

■ 家計には、実践的な投資知識(積立・分散投資の有効性など)を身に付けてもらう必要。

✓ 金融投資教育を受けたことの無い者の割合は約7割。そのうち3分の2が、「そもそも投資の知識は不要」との考え。

⇒ 投資初心者を中心に実践的な投資教育を促進。

■ 家計の資産形成を後押しするためには、政策的な対応が必要。

⇒ かつては、米国でも、家計金融資産に占める株式等の割合は、我が国と同程度の低い水準。その後、税制優遇(IRA等)などの政策対応により、バランスのとれたポートフォリオが実現し、金融資産も大きく増加。

## 売れ筋投資信託の日米比較

日米の投資信託の残高上位5本を比較すると以下のとおり

	規模(純資産)の平均(兆円)	販売手数料	信託報酬(年率)	収益率(年率)
		平均(税抜き)		過去10年平均
日本	1.1	3.20%	1.53%	▲0.11%
米国	22.6	0.59%	0.28%	5.20%

## 銀行(含むゆうちょ)の資産・負債

総資産: 1,498兆円

### 【資産】

貸出 : 650兆円

日銀預け金 : 231兆円

国債 : 207兆円

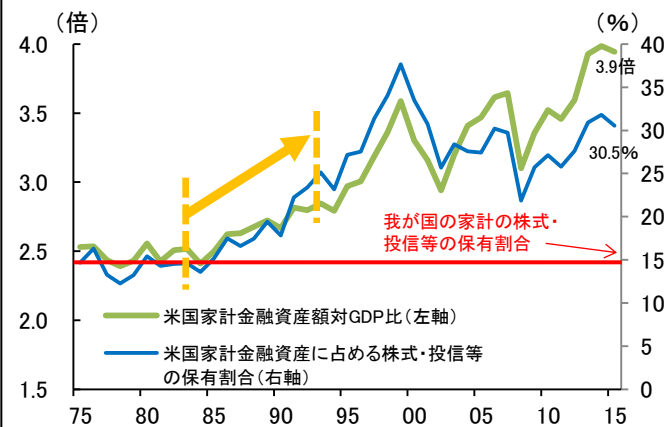
※国債金利(3年): ▲0.2%

### 【負債】

現金・預金 : 1,134兆円

※定期預金金利(3年): 0.02%

## 米国における政策対応の効果

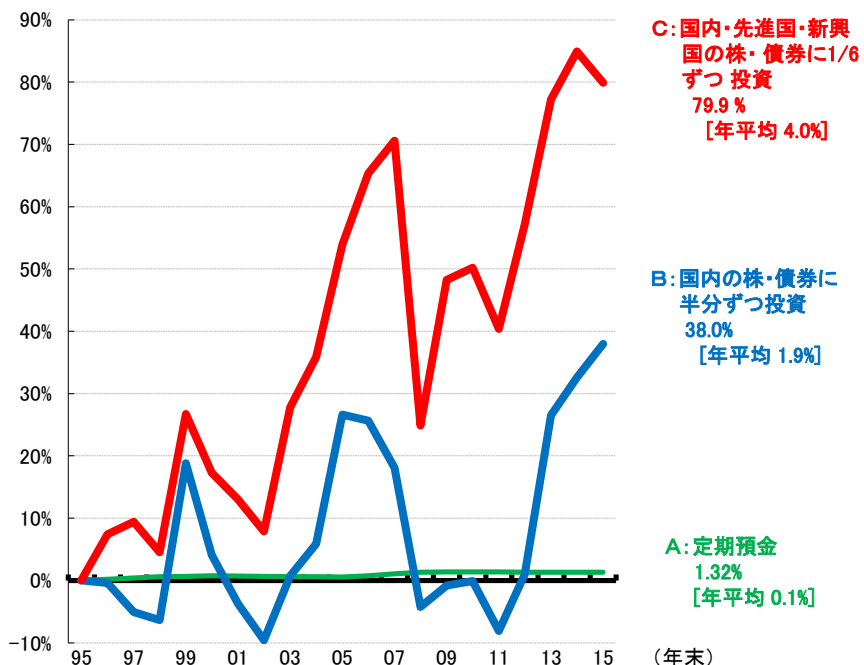


# 「積立NISA」の創設

- 分散投資(投資対象の分散と投資時期の分散)により、中長期的に安定的なリターンの実現が可能に。
  - 投資対象をグローバルに分散させることで、世界経済の成長の果実を享受することが可能に。
  - 投資時期の分散(積立投資)により、高値掴み等のリスクを軽減しリターンの安定化が可能に。

⇒長期の非課税期間を有する「積立NISA」を創設することを要望

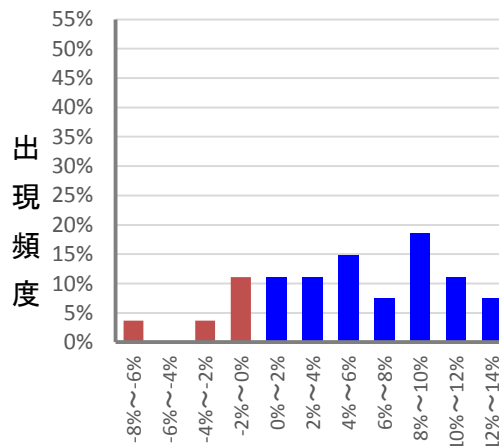
## 積立・分散投資の効果



## 国内外の株式・債券に分散投資した場合の収益率の分布

20年の保有期間では、投資収益率2~8%(年率)に収斂。

### 保有期間5年

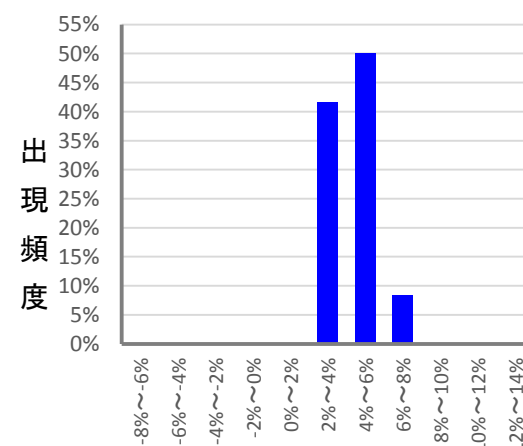


100万円が5年後に



72万円~173万円

### 保有期間20年



100万円が20年後に



185万円~321万円

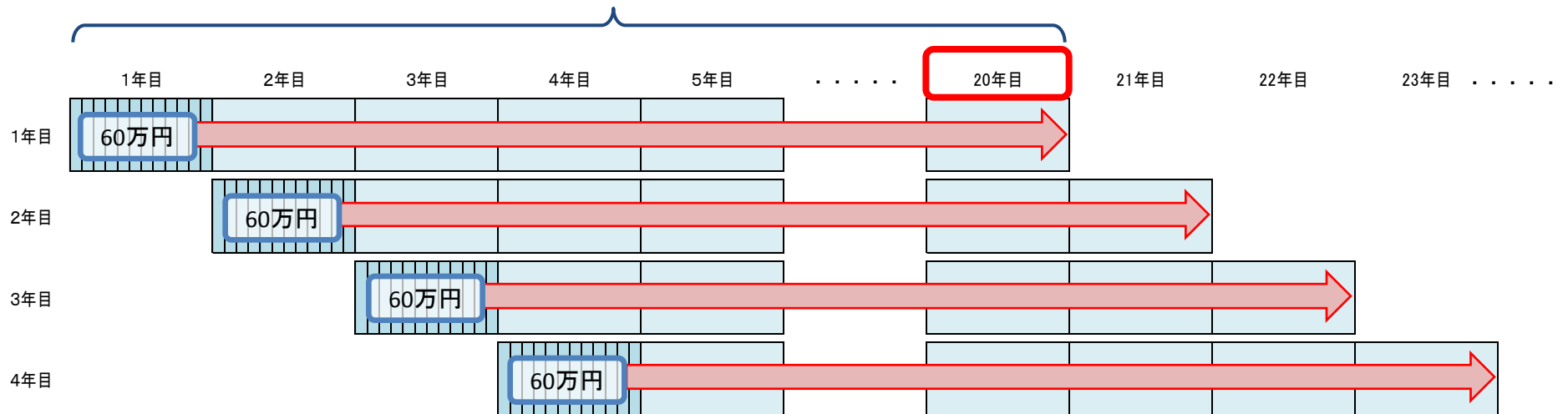
(注) 各計数は、毎年同額を投資した場合の各年末時点での累積リターン。  
 株式は、各国の代表的な株価指数を基に、市場規模等に応じ各国のウェイトをかけたもの。  
 債券は、各国の国債を基に、市場規模等に応じ各国のウェイトをかけたもの。

(注) 1985年以降の各年に、毎月同額ずつ国内外の株式・債券の買付けを行ったもの。各年の買付け後、保有期間が経過した時点での時価をもとに運用結果及び年率を算出している。

# 積立NISAの制度イメージ

<b>非課税投資枠</b>	年間投資上限額60万円、非課税期間20年 ※ 長期・分散投資のメリットを十分得られるよう、現行NISAよりも年間投資上限額を小さくする代わりに、非課税投資期間をより長期とする
<b>投資対象商品</b>	長期の積立・分散投資に適した一定の投資商品 (例: バランス型ファンド、非毎月分配型ファンド等)
<b>投資方法</b>	あらかじめ締結した契約に基づき定期・定額で投資(積立)を行うものに限定
<b>現行NISAとの関係</b>	現行NISAとは選択的に利用可能とする

長期の積立・分散投資のメリットを十分に得られる非課税期間



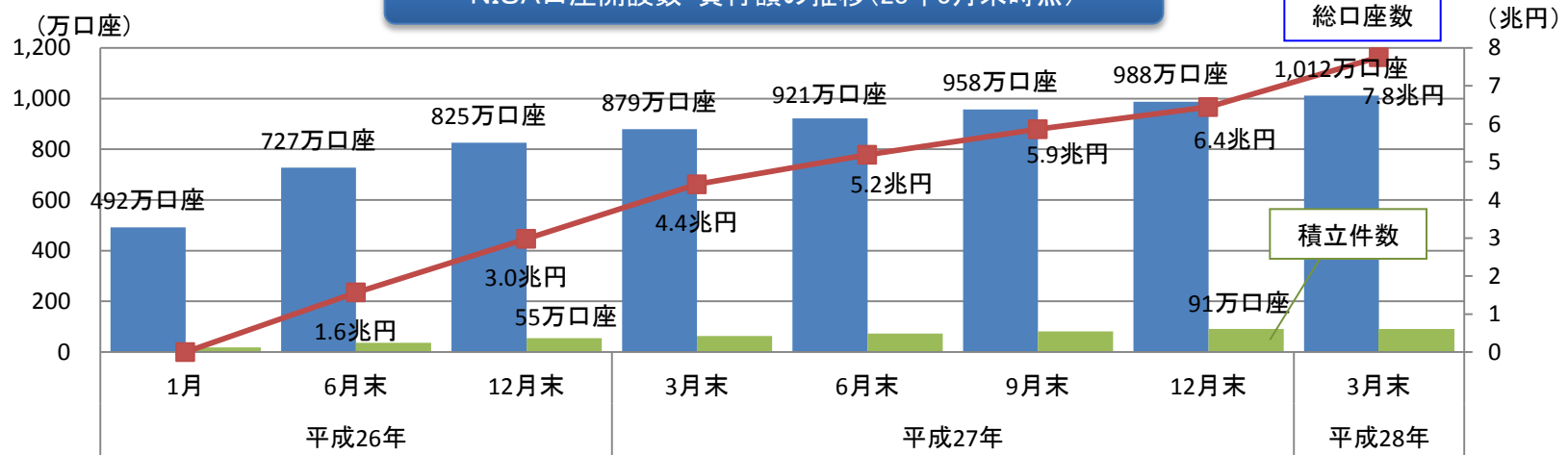
恒久措置



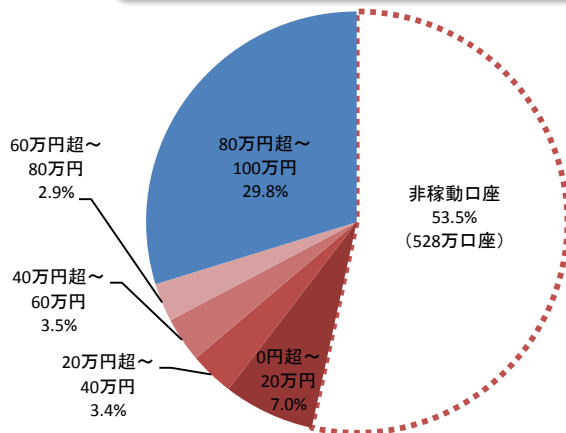
# 積立NISAの必要性

- 現行NISAは着実に普及。ただし、積立による利用は、総口座数の1割以下にとどまっている。
- また、非稼動口座(一度も買付けが行われていない口座)が全体の50%以上存在。
- これらの背景には、少額から積立で投資できることが十分浸透していないことがあると考えられる。

NISA口座開設数・買付額の推移(28年3月末時点)

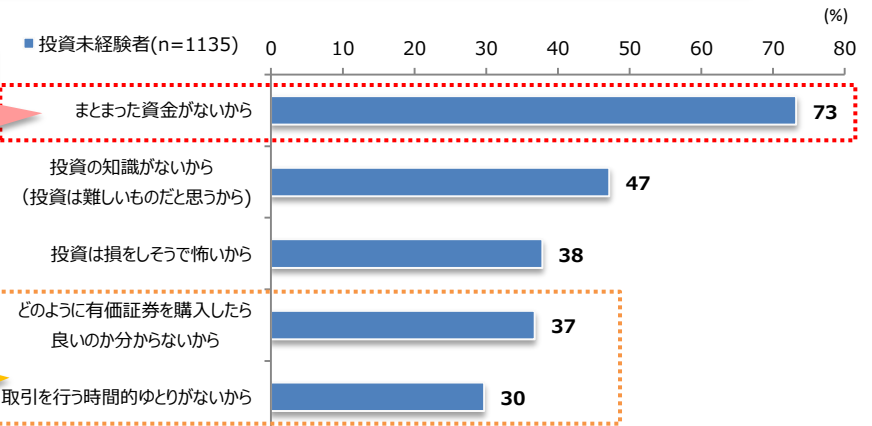


NISA口座の使用状況



投資は資産形成に必要だと思うが投資を行わない理由

少額投資  
を知らない

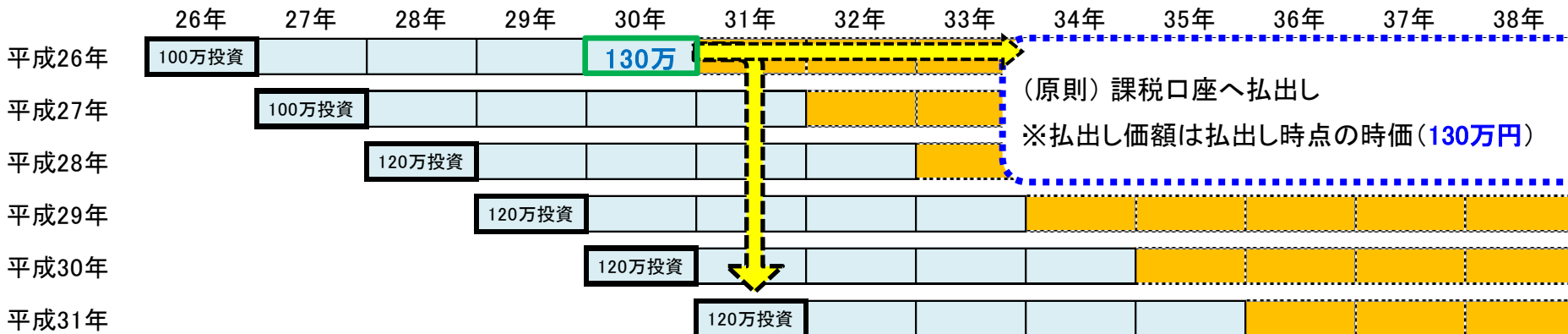


積立投資  
を知らない

# 現行NISAにおける非課税期間終了時の対応

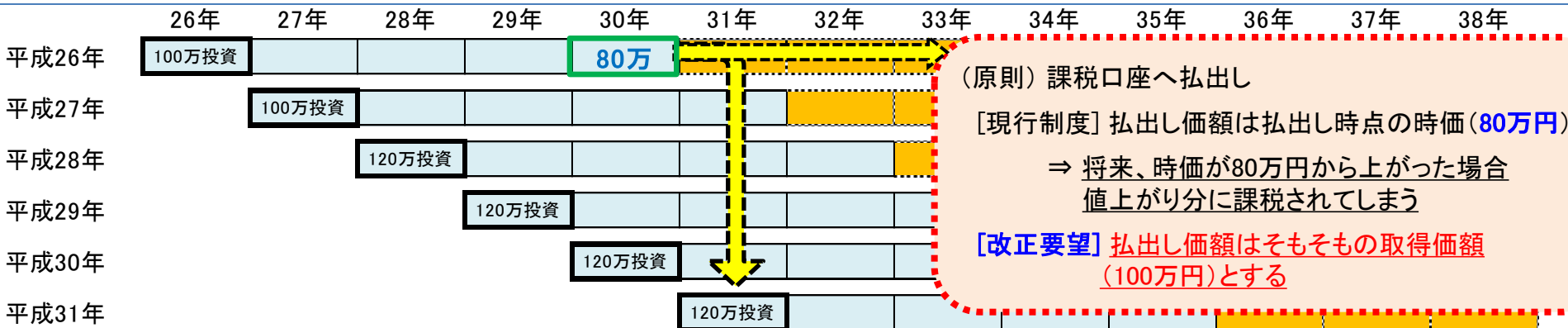
■ 現行NISAについては、投資可能期間(現行:平成35年まで)の恒久化に加え、非課税期間(5年間)終了時の対応(下記参照)を要望。

含み益が出ている場合



(口座開設者が希望した場合) 翌年の投資枠へロールオーバー(移管)  
[現行制度] 年間投資上限額(120万円)の範囲内でロールオーバーが可能  
**[改正要望]** 年間投資上限額(120万円)を一定額超過している場合であっても、ロールオーバーを可能とする

含み損が出ている場合



(口座開設者が希望した場合) 翌年の投資枠へロールオーバー(移管)  
※翌年の年間投資上限額(120万円)のうち、80万円分の枠を使用してロールオーバーが可能

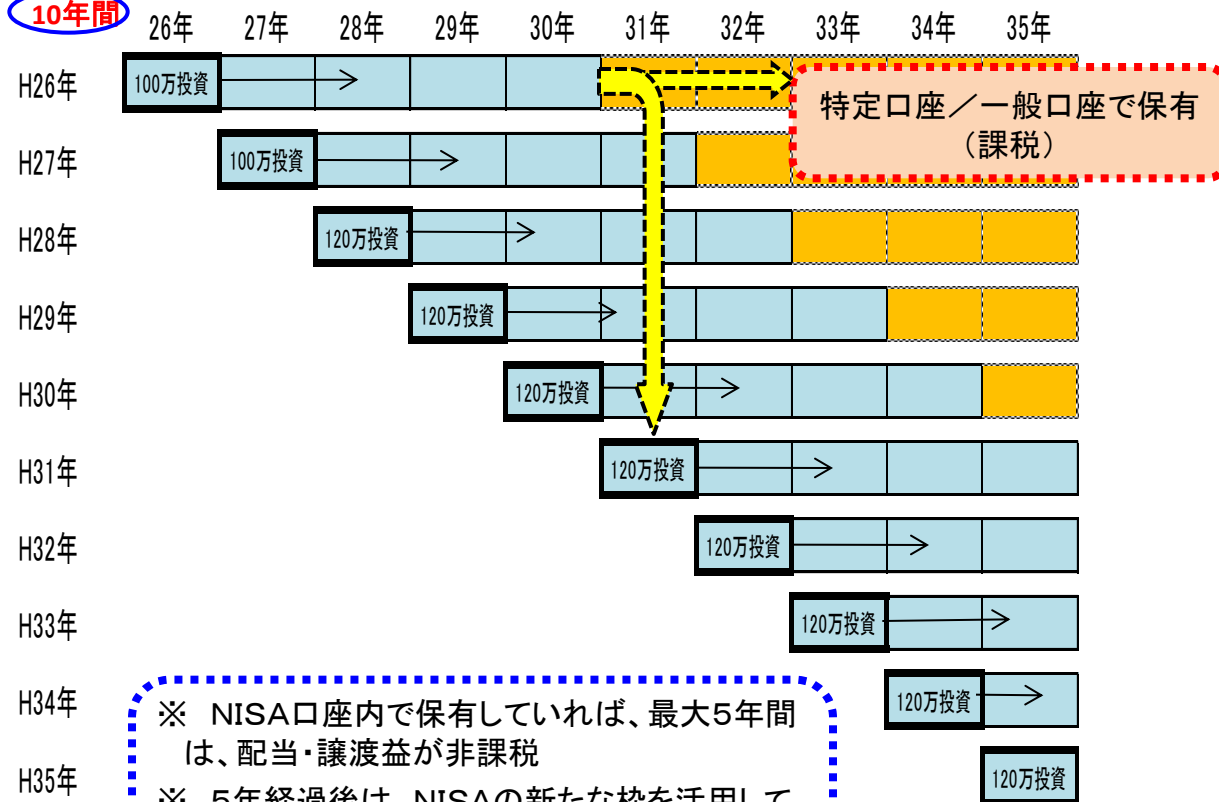
## 【趣旨】

①家計の安定的な資産形成の支援及び②経済成長に必要な成長資金の供給拡大の両立を図ること

項目	内容
非課税対象	上場株式等・公募株式投信の 配当・譲渡益
年間投資上限額	毎年、新規投資額で 120万円を上限 (ロールオーバー可、平成27年以前は100万円)
投資可能期間	10年間 (H26年～H35年)
非課税期間	最長5年間
損益通算	特定口座等で生じた配当・ 譲渡益との損益通算は不可

H26年から

10年間



※ NISA口座内で保有していれば、最大5年間は、配当・譲渡益が非課税

※ 5年経過後は、NISAの新たな枠を活用して非課税保有を続ける(ロールオーバー)か、課税口座に移して、継続保有

## (参考) 未来への投資を実現する経済対策 (平成28年8月2日閣議決定) 抜粋

### I. (3) 社会全体の所得と消費の底上げ

#### ⑦ 分散投資を通じた国民の安定的な資産形成の促進

家計の「貯蓄から資産形成へ」という流れを政策的に後押しすべく、少額からの積立・分散投資の促進のためのNISAの改善・普及や、金融機関における顧客本位の行動の徹底等を進める。

- 少額からの積立・分散投資の促進のためのNISAの更なる改善・普及
- 投資初心者を中心とした実践的な投資教育の促進
- 個人型確定拠出年金の普及促進
- 金融商品の組成・運用・販売の全ての場面において、金融機関が「顧客の最善の利益を考えて行動すべき」という原則（フィデューシャリー・デューティー）の確立及び金融商品の販売手数料等の開示の促進

## (参考) 経済財政運営と改革の基本方針 (骨太の方針・平成28年6月2日閣議決定) 抜粋

### 第2章 成長と分配の好循環の実現

#### 3. 個人消費の喚起

##### (3) ストックを活用した消費・投資喚起

- 老後の生活等に備えた自助による資産形成を支援するためにも、NISAの利便性を向上させるとともに、平成35年までの投資可能期間を恒久化することを検討する。

## (参考) 「日本再興戦略」2016 (平成28年6月2日閣議決定) 抜粋

### 第二 具体的施策

#### II 2-2. ① 家計のポートフォリオ・リバランスを促す環境整備・投資教育

- 家計におけるより安定的な資産形成の実現には、少額からの積立を利用した長期・分散による投資手法が有効であることを踏まえ、こうした積立の手法による資産形成を促進する観点から、NISA及びジュニアNISAの更なる普及と制度の発展を目指す。

# ◆金融所得課税の一体化(金融商品に係る損益通算範囲の拡大)〔農水省・経産省が共同要望〕

## 【現状及び問題点】

- 金融商品間の損益通算の範囲については、平成25年度税制改正において、上場株式等に加え、特定公社債等にまで拡大されたところ(平成28年1月より実施)。
- しかしながら、デリバティブ取引・預貯金等については、未だ損益通算が認められていない。

## 【要望事項】

投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備し、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、金融商品に係る損益通算範囲をデリバティブ取引・預貯金等にまで拡大すること。

### 金融商品に係る課税方式

	インカムゲイン	キャピタルゲイン／ロス
上場株式・公募株式投信	申告分離	申告分離
特定公社債・公募公社債投信	28年1月～ 源泉分離→申告分離	28年1月～ 非課税→申告分離
デリバティブ取引	申告分離	
預貯金等	源泉分離	—

現在、損益通算が認められている範囲

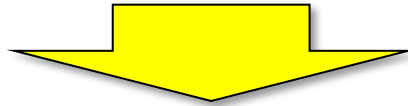
## 【平成28年度税制改正大綱(抜粋)】

「デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備し、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、多様なスキームによる意図的な租税回避の防止するための実効性のある方策の必要性を踏まえ、検討する。」

## ◆上場株式等の相続税評価の見直し等

### 【現状及び問題点】

- 相続財産となった上場株式等は、原則として相続時点の時価<sup>(※)</sup>で評価される。  
(※)現行制度では、相続時の時価と、相続時以前3か月間(相続発生日、その前月、前々月)の各月における終値平均額のうち、最も低い価額で評価。
- 他方、上場株式等は価格変動リスクの高い金融商品。相続後、遺産分割協議等を経るまで資産を譲渡できない実態がある中、上場株式等については、相続税評価上、相続時から納付期限までの期間(10ヶ月間)の価格変動リスクが考慮されていない。
- このため、上場株式等は価格変動リスクの低い預金や債券などの他の資産と比べて不利になっており、投資家の株式離れが助長されているとの指摘がある。  
⇒上場株式等について、相続税評価の見直しを含む所要の措置を設ける必要。

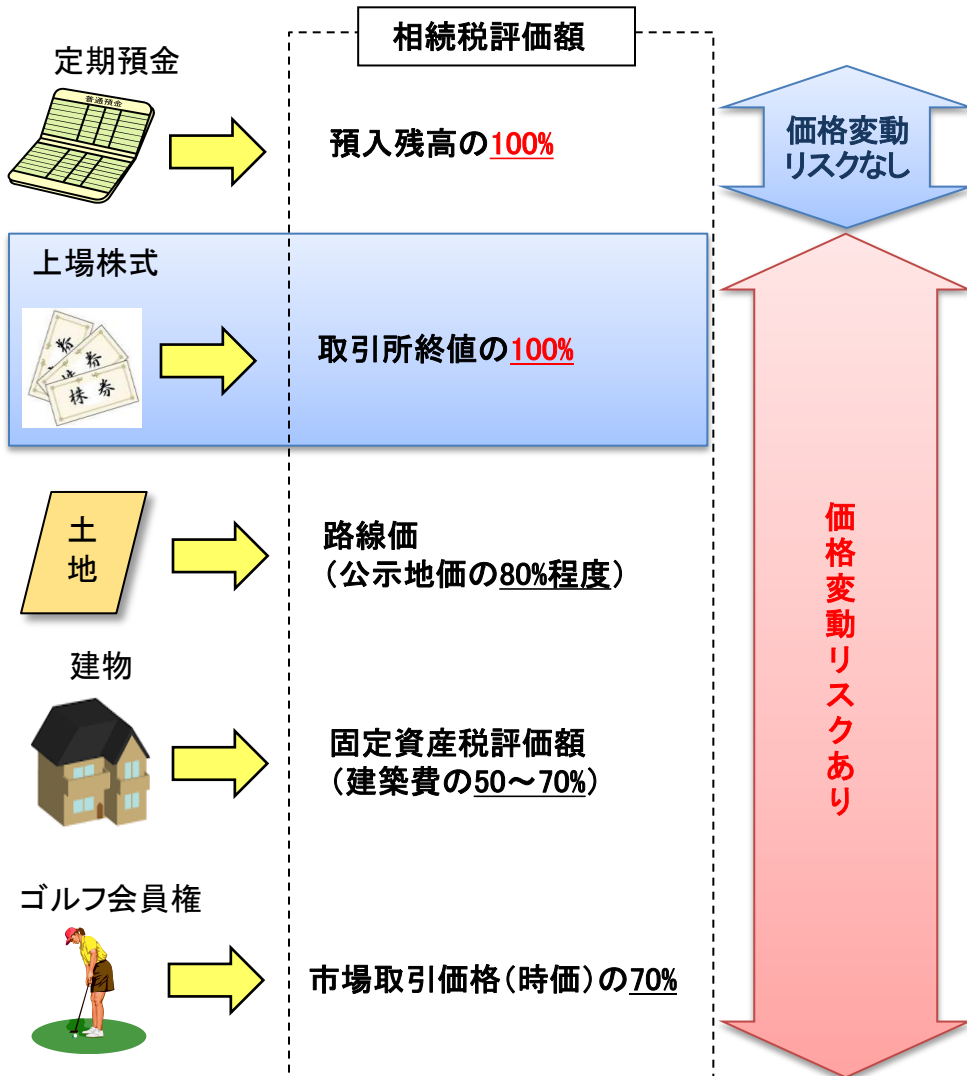


### 【要望事項】

- ① 上場株式等の相続税評価額について、相続時から納付期限までの価格変動リスクを考慮したものとすることを要望。
- ② 相続時以後、通常想定される価格変動リスクの範囲を超えて価格が著しく下落した上場株式等については、評価の特例を設けること。
- ③ 上場株式等の物納順位について、第一順位(国債・地方債・不動産・船舶)の資産と同等となるよう、見直しを行うこと。

# 上場株式等の相続税評価の見直し

## 他の資産の評価方法との比較



(注)土地等の資産については、実際の取引価格にばらつきがあることや、路線価等の算出頻度が少ないこと等を踏まえ、実際の取引価格より割り引いた額で評価されている。

## 見直しに当たっての考え方

- ・相続した上場株式等は、相続時から遺産分割協議等を経るまでの一定期間、譲渡できないことが多い。
- ・上場株式等の相続税評価額について、相続時から納付期限まで(10ヶ月間)の価格変動リスクを考慮したものとすることを要望。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{一定期間譲渡できない} \\ \text{株式の時価} \\ \text{(相続税評価額)} \\ \hline \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{任意に譲渡できる} \\ \text{株式の時価} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{一定期間中の} \\ \text{価格変動リスク相当額} \\ \hline \end{array}$$

過去のデータから価格変動リスク相当額を試算すると、平時では10%程度割り引いて評価することが適当。

(参考) 価格変動リスク相当額の試算

期間/日付	価格変動リスク相当額 (割引率)
2016/1/4~5/31	約 7%~12%
リーマンショック時 (2008/10/27)	約 22%
東日本大震災時 (2011/3/15)	約 17%

(注)上場TOPIXオプションを使って試算した場合。

## **2. 金融のグローバル化への対応**



# ◆ 外国子会社合算税制(CFC税制)の抜本的見直し

## 【現状及び問題点】

- CFC税制とは、軽課税国に所在する一定の外国子会社等(CFC)を通じた租税回避行為に対処するため、当該CFCの所得を国内の親会社の所得に合算して課税する制度。
- 現行のCFC税制については、例えば、航空機リースを営む外国子会社等の所得に関し、租税回避目的が無いにもかかわらず、一律に合算対象になってしまうとの問題点が指摘されているところ。
- なお、平成28年度与党大綱では、OECDのBEPSプロジェクトの議論を踏まえつつ、CFC税制の見直しを検討することとされている。



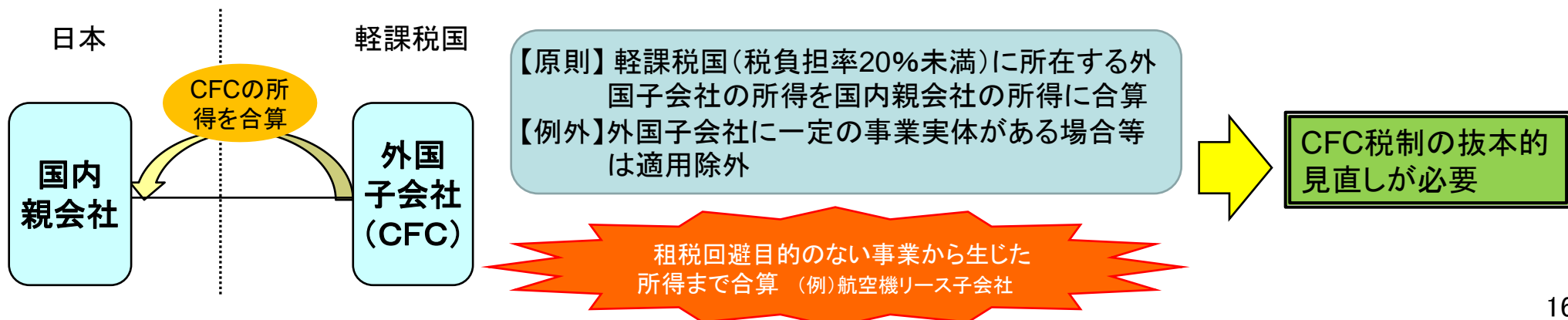
## 【要望事項】

CFC税制の見直しに際しては、我が国の適正な課税権の確保を目的とする一方で、租税回避目的がない事業(外国で価値創造を行っている金融・保険業、航空機リース業など)が合算対象とならないよう、ビジネスの実態に配慮すること。

(注1) OECDのBEPSプロジェクトの議論においては、「価値創造の行われる場で課税すべき」との整理がなされている。

(注2)「価値創造の場」とは、ビジネス上のリスク管理や意思決定が実質的に行われている場所と考えられる。

### <現行CFC税制の概要>



## ◆クロスボーダーの債券現先取引(レポ取引)に係る税制の見直し [財務省が共同要望]

### 【現状及び問題点】

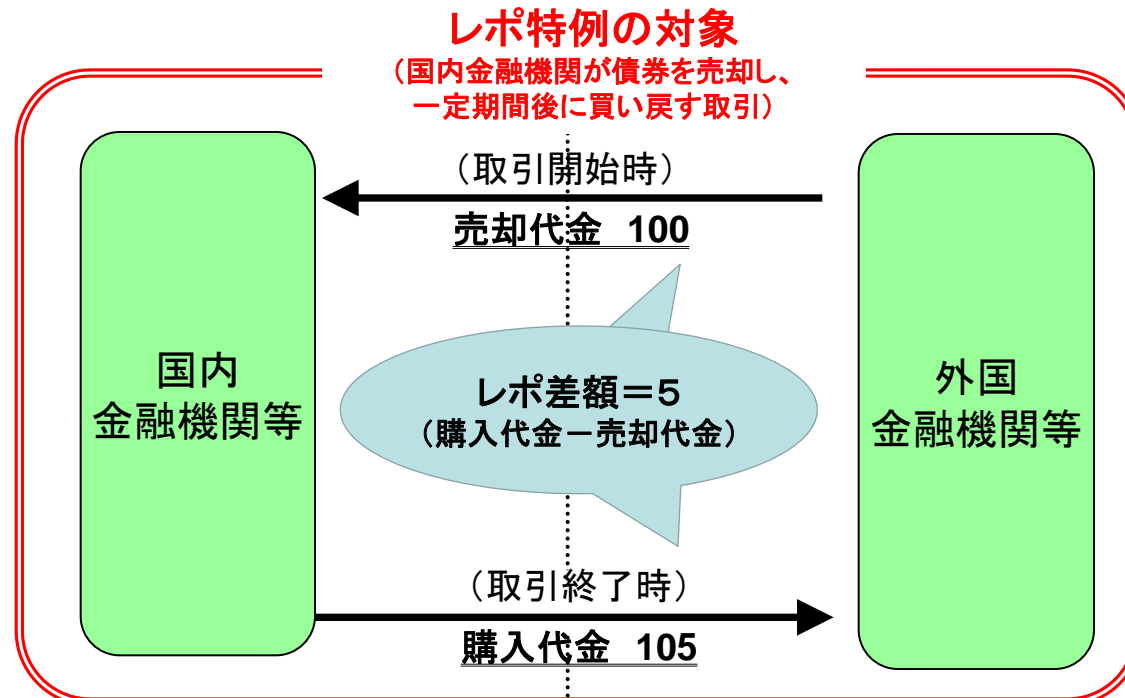
- クロスボーダーの債券現先取引(レポ取引)については、金融機関の短期資金の調達を円滑にするという観点から、外国金融機関等が本邦金融機関等から受取るレポ差額は非課税とされているところ(レポ特例)。
- しかしながら、現行、レポ特例の対象は、本邦の金融機関等と外国金融機関等との取引に限定されており、短資会社や清算機関等が行うレポ取引は、非課税の対象となっていないため、クロスボーダーのレポ取引が阻害されているとの指摘がある。



### 【要望事項】

クロスボーダーのレポ取引に対して、税制が阻害要因とならないよう見直しを行うこと。

### 【現行】



※現行、レポ特例の対象は、国内金融機関等と外国金融機関等との間の取引に限定。

### **3. その他の重要項目**

## ◆企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃 [厚労省主担、財務省ほか4省庁が共同要望]

### 【現状及び問題点】

- 特別法人税とは、企業年金等の積立金に対して課税される法人税(1.173%)。  
(注)特別法人税は、掛金拠出時に給与所得として課税すべきところ、給付時までには課税が繰り延べられることを踏まえ、その期間の遅延利息相当分を課税するという考え方にに基づき、昭和37年に導入。
- 特別法人税については、超低金利の状況、企業年金の財政状況等を踏まえ、平成11年度から凍結されているが、平成29年3月末でその凍結措置が期限切れ。
- 勤労者等の退職後の生活を支える年金資産の維持・安定等を図るため、特別法人税の撤廃が必要。

【要望事項】 企業年金等の積立金に対する特別法人税を撤廃すること。

### (主要国の企業年金税制の概要)

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
拠出時 (事業主拠出分)	非課税	非課税	非課税	課税	非課税
運用時	課税 (特別法人税) (※)平成29年3月末まで課税停止	非課税	非課税	非課税	非課税
給付時	課税 (控除あり)	課税	課税	課税 (収益部分のみ)	課税

## 〔その他の要望項目(1)〕 ◆は日切れ関連

### 【銀行等関係】

- ◇ 協同組合の特性を踏まえた法人税に係る軽減税率の引下げ
- ◇ 受取配当等の益金不算入制度の見直し〔農水省が共同要望〕
- ◆ 協同組織金融機関に係る一括評価金銭債権の割増特例措置の恒久化
- ◆ 金融機能強化法に基づく資本増強等に係る登録免許税の軽減措置の延長
- ◆ 破綻金融機関等から協定銀行が不動産を取得した場合の不動産取得税の非課税措置の延長  
〔財務省が共同要望〕
- ◆ 銀行等保有株式取得機構に係る法人事業税(資本割)の特例措置の延長〔財務省が共同要望〕
- ◇ 熊本地震の被害等を踏まえた貸付けに係る印紙税の免除措置〔内閣府が共同要望〕
- ◇ 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入割合の引上げ

### 【信託関係】

- ◇ 信託受益権の質的分割に係る所要の措置

### 【証券関係】

- ◆ 投資法人に係る税制優遇措置の延長 及び拡充
- ◇ 投資信託等に係る二重課税調整措置の見直し〔国交省が共同要望〕

## 〔その他の要望項目(2)〕 ◆は日切れ関連

### 【保険関係】

- ◇ 生命保険料控除制度の拡充
- ◇ 死亡保険金の相続税非課税限度額の引上げ
- ◇ 保険会社に係る収入金額による外形標準課税方式の維持

### 【その他】

- ◇ 非永住者の課税所得の範囲の見直し
- ◇ 「仮想通貨」に係る消費税に関する整理
- ◇ 証券口座等に係る投資家の利便性向上のための措置

### 【共同要望項目(他省庁主担)】

- ◆ 投資法人(Jリート)等が取得する不動産に係る登録免許税等の特例措置の延長及び拡充〔国交省主担〕
- ◆ 土地の所有権の信託登記に係る登録免許税の軽減措置の延長〔国交省主担〕
- ◇ 小規模不動産特定事業(仮称)等において取得される不動産に係る特例措置の新設(登録免許税・不動産取得税)〔国交省主担〕
- ◇ 相続税に係る国際的な二重課税の排除〔経産省主担〕

等